

# 令和5年度 熊谷市運動部活動地域連携に向けた実証事業 「部活動地域連携熊谷モデル」について

## 1 趣 旨

国は、少子化の中でも、将来にわたり生徒が部活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、部活動の地域連携等に向けた環境の整備を図ることとしている。

熊谷市では、少子化の中でも生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現を図ることを目的とし、国及び県が進める部活動の体制整備事業（運動部活動地域連携）に令和5年度から参加する。熊谷市立中学校における部活動は継続しつつ、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて、休日の運動部活動の地域連携について実証を行い、課題等を整理・検証する。

本事業は熊谷市教育委員会が主体となり地域等と連携して行う学校教育活動外の活動で、名称を「部活動地域連携熊谷モデル」とする。

## 2 内 容

### (1) 実証概要

熊谷市立富士見中学校を活動拠点にして、陸上部と剣道部に指導員を配置し、休日の部活動の地域連携について実証を行う。期間は令和5年12月から令和6年2月までの休日の内、指定した日とする。案内を市内すべての中学校1・2年生に送付し、熊谷市教育委員会（以下「市教委」）が参加希望を集約し活動を実施する。

### (2) 活動内容について

令和5年度は富士見中学校の陸上部と剣道部で、希望する中学生を加え活動を実施する。活動計画は、指導者が計画し予め市教委へ提出する。

### (3) コーディネーターについて

コーディネーターを1名から2名設置（令和5年度は2名設置）し、部活動地域連携熊谷モデルの運営調整、指導者や保護者との調整・連絡、各地区の視察や謝金の申請等を行う。

## 3 参加生徒について

### (1) 対象

市内すべての中学校1・2年生

### (2) 参加生徒の募集方法について

- ア 各校で別添保護者あて文書及びチラシを1, 2年生に配布
- イ 電子申請を市教委で集約し、参加生徒を決定
- ウ 市教委から参加生徒の決定通知を各学校に送付
- エ 各校から参加生徒に連絡

### (3) 参加費について

令和5年度の参加費については、参加者からの徴収は行わない。

## 4 指導者について

- (1) 指導者は、申請のあった者の中から市教委が審査を行い決定する。
- (2) 指導者配置人数は、令和5年度は各部活動3名以内とする。
- (3) 指導者の申請等の手続きについて

(学校職員及び熊谷市外部指導者が指導者になる場合)

- ア 指導者は、学校長の許可を得て、熊谷市部活動地域連携・地域移行事業申請書により市教委に申請する。
- イ 市教委は、当該申請に係る書類等の審査を行った上で適否を決定し、その結果を承認通知書により、当該申請を行った校長に通知する。
- ウ 指導者は、兼職兼業願いを市教委に申請する。
- エ 市教委は、承認したときは当該指導者に対し、委嘱状を交付する。
- オ 任期は実証の期間とする。

(4) 上記(3)以外のものが指導者になる場合

- ア 熊谷市部活動地域連携・地域移行事業申請書により市教委に申請する。
- イ 市教委は、当該申請に係る書類等の審査を行った上で適否を決定し、その結果を承認通知書により通知する。
- ウ 市教委は、承認したときは当該指導者に対し、委嘱状を交付する。
- エ 任期は実証の期間とする。

(5) 指導者の謝金

指導者の謝金は、1時間1600円とし1回3時間以内とする。

## 5 指導者登録をしていない部活動顧問について

- (1) 原則、本事業への参加はしない。
- (2) 本事業の指導者との合意の上で参加する場合は、当該活動については部活動手当の対象にはならない。
- (3) 上記(2)の場合の指導者ではない顧問の交通事故や活動中のケガについては、自己責任とする。

## 6 活動について

(1) 期日、実証部活動及び実証回数

	剣道部	陸上部
12月	9日（土） 16日（土） 23日（土）	9日（土）
1月	6日（土） 13日（土） 20日（土） 27日（土）	20日（土）
2月	3日（土） 10日（土） 17日（土）	17日（土）
合計回数	10回	3回

(2) 時間 午前9時～12時（準備・片付けも含む）

(3) 活動場所 剣道 富士見中学校 体育館1階剣道場

陸上 富士見中学校 校庭

(4) 欠席連絡 生徒又は保護者が指導者に連絡をする。

指導者は、市教委から貸与された本事業専用の携帯電話を使用する。

(5) 活動の流れ 活動日の流れは下記を標準とする。

- ① 活動前に指導者が、出欠席を確認し、出勤・出席簿及び日誌を記入する。
- ② 指導者は、活動前に生徒を集め、健康観察及び活動の流れを説明する。
- ③ 練習を行う。
- ④ 後片付けを行う。
- ⑤ 参加生徒を集め健康観察をして日誌の記入及び修了のあいさつをする。
- ⑥ 生徒を下校させる。下校の方法は事前に確認しておく。
- ⑦ 施設の消灯・施錠をする。
- ⑧ 活動後に指導者が市教委担当への終了報告（生徒からの意見等）  
※ 緊急の場合は速やかに指導者が市教委担当に報告すること  
※ 登下校の安全管理は保護者の管理のもとを行う

(6) 学校施設及び物品の使用について

ア 学校施設及び物品の使用については、市教委から実証事業を行う学校に、施設利用について依頼する。

イ 施設の利用

(ア) 指導者は、活動に必要な学校施設について学校長の許可を得て使用することができるものとする。

※使用する施設の想定

- ・参加生徒や指導者の動線となる門、下駄箱、更衣室、トイレ及び手洗い場等
- ・本事業として利用する時間帯の運動場及び体育館、部室等

(イ) 施設の使用にあたっては、事業の実施により、施設の構造、建築材その他の箇所について、剥離、損耗、滅失等による機能や安全性、美観を損なうことがないよう、使用方法に留意するとともに、活動の前後に点検を行い、施設の維持・管理に努めること。

(ウ) 事業の実施に必要な施設の鍵は、学校の指示に従い、適切に管理する。

ウ 物品の使用

(ア) 活動は原則として学校の物品を使用して行い、シューズや防具等、個人で使用する物を除き用具の購入等を生徒又は保護者に求めないこと。学校物品の使用にあたっては、事前に学校長の許可を得ること。

(イ) 指導者は活動に必要な物品の購入については、市教委と相談の上で決定する。

(7) 安全管理

ア 安全な活動の実施

指導者は、生徒の安全が確保されるよう、活動の実施に必要な設備及び物品等の安全点検を実施するとともに、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、体罰や各種ハラスメントの無い、適切な活動を行うこと。指導者は、自身の言動はもとより生徒の言動にも注意を払い、部活動においていじめ、虐待の兆候がある場合には、すみやかに市教委に相談し、連携して対応すること。

イ 事故やけがへの対応

(ア) 事故やケガが発生した場合の対応については、事前に学校と協議し、指導者及びコーディネーターが迅速に対応すること。

(イ) 指導者も含め参加者全員、スポーツ安全保険に加入する。加入手続きは市教委が行う。

(ウ) 活動時は、応急措置に必要な物品を備えた救急セットを常備すること。

(エ) 生徒を活動場所から他の場所へ移動させる場合は、必ず指導者が付き添い、生徒と共に行動すること。

(オ) 活動中にケガ等をした場合は、ケガの程度を素早く把握し、迷わず救急車を要

請すること。指導者又はコーディネーターから該当生徒の保護者へ連絡すること。

- (カ) 指導者不在の場合など、安全な指導ができる体制が組めない場合は指導者又はコーディネーターは直ちに活動を中断すること。救急車の同行等により練習ができない状況が長時間継続することが見込まれる場合は、活動を中止し、保護者に連絡した上で、参加生徒を安全に下校させること。
- (キ) 事故やケガ発生の事後においても、経過や対応の報告、傷害保険及び賠償保険の手続きの支援など、保護者への対応を誠実に行うこと。
- (ク) 会場校までの交通については、保護者の責任とする。

#### ウ 熱中症対策

- (ア) 熱中症予防のため、生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。また、活動中や活動終了後にも適宜水分補給を行うこと等の適切な措置を講じること。
- (イ) 活動時は WBGT 値の測定器を学校に常備し、活動前及び活動中に WBGT 値を適宜確認すること。
- (ウ) WBGT 値に応じ、公益財団法人日本スポーツ協会の定める運動指針等に基づいた対応を行うこと。また、熱中症警戒アラートが発表された場合には活動を中断すること。

#### エ 災害時の対応

- (ア) 災害が発生した際は、災害発生状況や被害状況の把握に努め、学校と連携しながら適切に対応すること。

#### (イ) 落雷・暴風・大雨等自然災害対策

指導者は自然災害の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候が急に悪くなった場合はためらうことなく計画の変更・中止等の措置を講ずること。

#### オ 緊急下校の対応

指導者はあらかじめ学校周辺の交通状況等を確認しておき、災害発生時等、緊急に生徒を下校させる必要が生じた場合は、安全に下校させること。

#### カ 感染症対策

感染症拡大防止のため、国、熊谷市、日本スポーツ協会及び競技連盟や団体の感染症対策ガイドライン等に基づく対策を徹底すること。また、本市から指示する対策についてはこれに従うこと。